

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 5 3 7 号)

平成 2 0 年 4 月 4 日

横 情 審 答 申 第 537 号

平 成 20 年 4 月 4 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年10月18日まち建審第496号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建築確認申請台帳から馬場7丁目特定地番Zの土地には4棟が確認されている。特定個人A名義の2棟の建築確認後、特定地番Zの土地の南側の土地を使用して特定個人B、特定個人Cの両氏が建築確認を得ている事実から、別添文書まち中建第10103号の文書4において「特定個人A名義の2棟・・・特定地番Zの土地の北側の土地だけを使用していたかは確認できません。」と公文書虚偽記載の文書を作成するにあたって根拠となった内部文書一式」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築確認申請台帳から馬場7丁目特定地番Zの土地には4棟が確認されている。特定個人A名義の2棟の建築確認後、特定地番Zの土地の南側の土地を使用して特定個人B、特定個人Cの両氏が建築確認を得ている事実から、別添文書まち中建第10103号の文書4において「特定個人A名義の2棟・・・特定地番Zの土地の北側の土地だけを使用していたかは確認できません。」と公文書虚偽記載の文書を作成するにあたって根拠となった内部文書一式」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「建築確認申請台帳から馬場7丁目特定地番Zの土地には4棟が確認されている。特定個人A名義の2棟の建築確認後、特定地番Zの土地の南側の土地を使用して特定個人B、特定個人Cの両氏が建築確認を得ている事実から、別添文書まち中建第10103号の文書4において「特定個人A名義の2棟・・・特定地番Zの土地の北側の土地だけを使用していたかは確認できません。」と公文書虚偽記載の文書を作成するにあたって根拠となった内部文書一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年8月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

建築確認申請における敷地の設定の内容は、確認申請書の配置図及び建築計画概要書の配置図で確認できる。特定個人A名義の2棟の建築確認（以下「本件建築確認」という。）の取得は昭和41年のため、確認申請書は廃棄（当時の保存年限は3年）されており、建築計画概要書制度も昭和46年1月1日施行のため、本件建築確認については作成されていない。したがって、本件申立文書は廃棄済みもしくは作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づいて非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 申立人の開示請求に対して実施機関から送付されてきた非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」において、「開示請求に係る行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有しておりません。」という理由で非開示になっているが、本件申立文書が存在しないのであれば、まち中建第10103号の4（以下「本件回答部分」という。）を作成することは不可能である。また、申立人が実施機関の関係者にこれまで横浜地方法務局が保有している馬場7丁目の公図、特定個人A名義の2棟の建築確認、特定個人B及び特定個人C両氏の建築確認並びにそれら4棟に関係する土地登記簿等から本件回答部分が事実と反する虚偽記載であることを証拠を基に説明していることから明白である。
- (3) 平成15年3月25日に当時の建築局中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長は、馬場7丁目特定地番Zの土地に4棟の建築確認がおりている現場調査を行った際に、特定地番S、特定地番Yの土地が一团の占有地、特定地番X、特定地番W、特定地番Uの土地が一团の占有地であった事実として特定地番Yと特定地番Xの土地の土地境界には1段のブロックで分割されている状況を物的証拠として写真撮影を行い、その上、所長は、申立人に「申立人は、特定個人Dにこちらを通ってはいけないと何故言わなかったのですか。」という質問をしたので、申立人は所長に「特定個人Dより1ヶ月位遅れて入居したこと、土地付建物が分割払いであること、特定個人Eより土地を借りていたこと及び入居早々特定個人Dとトラブルを起こしたくなかったからです。また、特定個人Eから特定個人B、特定個人Cに貸与していた土地を購入してほしいという依頼があった際、私は特定個人Dに、こちら側を通るのであれば、特定個人Eが買ってほしいという土地の半分を買ってはどうですかと打診したところ、特定個人Dは、いずれこの土地付建物は売却して息子と同居するし、特定個人F側も通ることができるので、特定個人Eの売地を購入する意思はありませんと断ったのです。」と回答したのである。
- (4) 以上の経緯からも市当局は、特定地番Yの土地が袋地であることを現地検証を行っており、その上、横浜地方法務局保有の公図、土地登記簿及び地積測量図からも特定地番Yの土地が袋地であることが明白であるにもかかわらず、本件回答部分において事実と反する公文書虚偽記載を行っていることから、その公文書虚偽記載を

行うにあたり、作成の根拠になった文書が存在しないことはあり得ない。

- (5) 特定個人A名義の2棟の土地付建物の土地が一団の共有の占有地となっており、特定個人B及び特定個人Cの土地付建物の土地が一団の共有の占有地となっていたことが分筆後の特定地番Yの土地と特定地番Xの土地の土地境界には、1段のブロックで分割されていたことが昭和42年4月から現在に至って物的証拠として存在していることから明白である。
- (6) 特定個人Gは、特定地番Yの土地付建物を特定個人Dより購入し、建替えのために申立人所有の土地を無断で特定個人G所有の土地とした建築確認申請を行っていたことが後日判明したので、申立人は、平成8年7月に当時の鶴見区の建築主事に異議申立てを行ったところ、当該建築主事は、異議申立ての調査を行い、その結果、要望書において「又、平成6年5月に特定個人Gより確認申請のあった特定個人Dの跡地については、異議の申立てがあり調査の結果、当該土地の所有関係及び建築基準法（昭和25年法律第201号）から建て替えはできない。さらに、過去に土地の権利関係で申立人と特定個人Dの間で争った民事上の裁判結果からも建て替えは現状ではできないものとする。」と明記している。
- (7) 特定地番Zの土地の北側の通路は公道に2m接しており、特定個人Aが昭和41年6月に2棟の建築確認申請を行った際に市当局が誓約書を添付させ、敷地延長部分が専用通路になっているので、専用通路の変更又は廃止等は絶対にしないことを誓約させている。また、申立人と特定個人Dとの訴訟の判決理由の弁論の全趣旨によると「特定個人Aにおいて、同土地の公道に接する通路として特定地番S及び特定地番Rの土地の一部を予定して建築確認を得ていたのを、」と記載されている。
- その後、昭和41年11月に特定地番Zの土地の南側の土地を使用して特定個人B、特定個人C両氏が建築確認申請を行うにあたり、敷地が公道に1.5mしか接していないために、両氏は隣接の特定地番Qの土地を所有していた特定個人Eから2.5m幅の土地使用承諾を得て建築確認を得たのである。よって、特定個人A名義の2棟のうちの南側の1棟の建築確認が特定地番Zの土地の南側の専用通路を使用していたのであれば、特定個人Eの土地使用承諾書が必要であるし、又、特定個人B、特定個人C両氏の建築確認が受理確認されないことから、特定個人A名義の2棟の建築確認は、特定地番Zの土地の北側の土地だけを使用していたことが明白である。
- (8) 以上のことから、本件回答部分において「特定個人A名義の2棟・・・特定地番Zの土地の北側の土地だけを使用していたかは確認できません。」と記載している

ことは、事実に反する虚偽の公文書であることから、その公文書を作成するにあたって理由・根拠となる文書が存在するものと考え請求しているのである。

仮に、申立人の請求文書が存在しないのであれば、この文書を作成した市当局の職員は、公文書虚偽記載を行った違法行為に該当するために、この職員の懲戒処分を行うと同時にこの公文書虚偽記載の文書の抹消及び訂正を請求する。

(9) 本件のような案件を貴審査会に諮問を行う以前に市長は、市当局の職員の違法行為について厳重な処分を行うべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関が、本件回答部分を作成した時点において、本件建築確認の際の敷地の設定が確認できないと判断した根拠となった文書であると解される。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、敷地の設定の内容は、建築確認申請書の配置図及び建築計画概要書の配置図で確認できるが、建築確認申請書については、本件建築確認の取得が昭和41年であり、当時の保存年限である3年を既に経過しているため廃棄済みであり、また、本件建築確認の建築計画概要書については、建築計画概要書制度が昭和46年1月1日から施行されたため、作成されていないことから、本件申立文書を保有していないため非開示としたと説明している。

イ 当審査会で昭和41年当時の文書の保存年限を定めた文書分類表を確認したところ、木造建築物の建築確認申請書については確かに保存年限が3年であったことが認められた。また、建築基準法第93条の2に基づく建築計画概要書の閲覧制度は、昭和46年1月1日から施行された建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）により創設されたものであり、本件建築確認は当該施行日以前になされている。よって、本件建築確認の確認申請書が廃棄済みであり、また、本件建築確認について建築計画概要書を作成しておらず保有していないという実施機関の説明は首肯できるものである。

ウ さらに、このほかに本件建築確認の敷地の設定に関する文書の存在を推認させる事情も認められない。

エ よって、実施機関が本件申立文書を不存在とした決定に特段不合理な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年10月18日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年10月25日 (第116回第一部会) 平成19年10月26日 (第114回第二部会) 平成19年11月2日 (第49回第三部会)	・諮問の報告
平成19年11月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年12月7日 (第51回第三部会)	・審議
平成20年1月18日 (第52回第三部会)	・審議
平成20年2月1日 (第53回第三部会)	・審議
平成20年2月15日 (第54回第三部会)	・審議
平成20年3月7日 (第55回第三部会)	・審議